

第 6190 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月 7日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 免税事業者から課税事業者になった場合

Q : 当社は、今期から消費税の課税事業者になります。免税から課税になる場合、何か注意することはありますか？

A : 棚卸資産にかかる消費税額の調整がありますので注意してください。

【解説】

消費税法では、原則として、その課税期間の課税売上高が1,000万円を超えると消費税の課税事業者になるとしています。

これまで、免税事業者が課税事業者になった場合は、棚卸資産にかかる消費税額の調整をしなければなりませんので注意してください。

棚卸資産にかかる消費税額の調整とは、免税事業者が免税であった課税期間に仕入れた商品等にかかる消費税は、その商品等を売り上げたとしても控除することができず、課税事業者に比べ不利になることから、免税事業者から課税事業者になった課税期間において前期から繰り越された商品等がある場合は、その商品等にかかる消費税額を控除対象仕入税額に加えて調整しようとするものです。

ちなみに、逆に課税事業者から免税事業者になったときには、課税事業者であった課税期間の期末商品等に係る消費税額は控除することができないこととなっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】